

## ウクライナ戦争3年で国連が諸決議

同盟関係が変化する中、総会はロシアの侵略を非難する決議を可決

国連ニュース

2025年2月24日

ロシアによるウクライナへの全面侵攻から3年が経過した2月24日、国連総会は紛争解決に関する2つの競合する決議を採択した。一つは米国が提案したもの、もう一つはウクライナが提案したもので、大西洋をまたぐ同盟の中で、平和への道筋をめぐる戦略的な相違が表れた。

米国が提出した決議案は、ロシアの侵略についての言及を省いたものであったが、加盟国の多数がEU主導の修正案を追加することに賛成したため、米国は自らの発議で棄権し、ウクライナ提案の決議案に反対票を投じた。

しかし、米国の決議案は数時間後、[安全保障理事会](#)で可決された。

この日の外交議論まで、国際的な平和と安全の維持に責任を負う安全保障理事会は、常任理事国のロシアが拒否権を行使したために、コンセンサスを得ることができなかった。

午前中の会合で国連加盟国に提出された2つの総会決議案は、いずれも表向きは和平と紛争終結を求めているが、中身は根本的には異なっている。

### 平和への道？

"ウクライナにおける包括的で公正かつ永続的な平和の促進"は、ウクライナが提案し、欧州諸国の多くが共同提案したもの。3ページにわたる文書には、「ロシア連邦によるウクライナへの全面的な侵攻は3年間続いており、ウクラ

イナだけでなく、他の地域や世界の安定にも壊滅的かつ長期的な影響を与え続けている」と指摘する条項が含まれていた。（全文の日本語訳は後段に掲載）

また、「国際的に承認された国境内におけるウクライナの主権、独立、統一、領土保全」へのコミットメントと、「国内および国際レベルでの公正かつ独立した調査と訴追」を通じて、国際法の下で行われた犯罪に対する説明責任を確保する必要性を求めた。

これにたいし米国は、「[平和への道](#)」と題された独自の決議案を並行して提出した。この草案は、ロシア連邦とウクライナの紛争を通じて失われた人命を悼み、国連の主要な目的は国際的な平和と安全を維持し、紛争を平和的に解決することであることを繰り返し、紛争の迅速な終結を促し、ウクライナとロシアの間の恒久的な平和を促すことに限定した簡潔なものであった。

これにたいする修正提案がロシアと欧州連合から提出された。ロシアは、（紛争の早期終結に関する）第3パラグラフに「その根本原因に対処することを含む」という文言を加えることを提案した。

EUは、ウクライナの決議案の文言の一部を追加し、（ロシアとウクライナの紛争）ではなく、ロシア連邦によるウクライナへの全面的な侵攻、ウクライナの「領土保全」に言及し、[国連憲章](#)に沿った和平を求めることを提案した。

## 立場の変化

採決の結果、ウクライナ案は93対18で可決された。



米国はロシアと並んで反対票を投じたが、これは紛争とこれまでの投票に対する立場を大きく転換するものだった。米国は2023年2月に提出された同様の決議案を支持し、141の賛成票を得ていた。

この決議案には、南アフリカを含む65カ国が棄権し、南アフリカ代表のマトウ・ジョイニ大使は、この草案は「包括性と平和的な交渉に向けた前向きな機運を生み出すという点で、十分なものではない」と述べた。

米国版も採択されたが（賛成93、反対8、棄権73）、加盟国は欧州連合（EU）修正案の追加にも投票し、これは賛成60、反対18、棄権81となった。

米国は修正案に反対票を投じ、自国の決議案には棄権した（ロシアの修正案は賛成31、反対71、棄権59で、採択できなかった）。

ウクライナのマリアナ・ベツァ外務副大臣は総会で、ロシアの侵略にどう対応するかが「ウクライナ、ヨーロッパ、そして私たちの共通の未来を決めることになる」と述べた。

その後、ウクライナの総会決議案の共同提案者に挟まれ、彼女は[安全保障理事会の議場のすぐ外にあるメディア向けの張り込み](#)で声明を発表した。彼女は、総会が「この侵略戦争の早期終結と、国連憲章に沿ったウクライナの公正で永続的かつ包括的な平和」を要求したと述べた。

総会が国際法と主権・領土保全の原則を支持することを再確認したことは、非常に重要なことだと彼女は述べ、「侵略に報いるリスクのある」和平交渉はリスクを増大させ、将来への危険な前例となると警告した。

## 安保理の突破口

午後には安保理が開かれ、[米国決議案](#)の採決が行われることになった。

前回と同様、西ヨーロッパ諸国数カ国が、ロシアによる「全面的な侵略」とウクライナの領土保全に言及する追加の修正をこころみ、またロシアからは、紛争の「深く根ざした理由」と、ウクライナ・ロシア双方の永続的平和を認めるという提案がだされた。

しかし、この修正案は否決され、決議案は変更されることなく、15カ国の理事国のうち、賛成10、反対なし、棄権5で採択された。

ドロシー・シア駐日米国大使は採決後、ワシントンでは理事国の支持に心から感謝していると述べ、「平和への道筋をつけるものだ」と述べた。

## 国際的基盤の弱体化

議事の一時中断後、国連政治問題担当のローズマリー・ディカルロ代表が15名カ国の理事国に対し、ウクライナの現状について説明した。

同代表は、ロシアの侵攻は「国際秩序の根幹を蝕んだ」と述べ、2022年2月24日以降、673人の子どもを含む少なくとも1万2654人のウクライナ市民が殺害されたことを想起した。

ディカルロ氏は、安保理で採択された決議に言及し、ウクライナの和平は、同日午前の総会緊急特別会合で採択されたものも含め、「国際連合憲章、国際

法、総会決議に沿った、公正で持続可能かつ包括的」なものでなければならぬと主張した。（了）

## **資料 1, ウクライナ提案の決議案「"ウクライナにおける包括的で公正かつ永続的な平和の促進」**

総会は、

国際連合憲章に明記された目的および原則を再確認し、第 11 回緊急特別会合で採択された決議、2014 年 3 月 27 日の決議 68/262、2024 年 7 月 11 日の決議 78/316 を想起し、

ロシア連邦によるウクライナへの全面侵攻が 3 年間続き、ウクライナだけでなく、他の地域や世界的な安定にも壊滅的で長期的な影響を与え続けていることを憂慮し、

包括的で公正かつ永続的な平和の早期達成が国際の平和と安全の強化に大きく貢献することを再確認し、

憲章第 2 条の下でのすべての国の義務を想起し、国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いずれかの国の領土保全又は政治的独立に対するもの、又は国際連合の目的と両立しないその他のいかなる方法によるものも慎み、また、その国際紛争を平和的手段により解決することの義務を想起し、

ウクライナの主権、独立、統一、及びその国際的に認められた国境内の領土保全に対するコミットメントを再確認し、その領海にまで及ぶことを再確認し、

武力による威嚇や武力の行使による領土獲得は、いかなるものであっても合法とは認められないことを再確認し、侵略行為が人権と人道に及ぼす深刻な影響を嘆き、民間人および民間物資に対するあらゆる攻撃、特に重要なエネルギーインフラに対する攻撃を非難し、

また、難民や国内避難民として、あるいは障害者や高齢者など特別な支援を必要とするその他の民間人として、侵略行為が女性や子どもに特に深刻な影響を与えていることを嘆き、

戦争が人々、特に子どもたちの精神衛生に及ぼす深刻かつ長期的な影響について深い懸念を表明し、トラウマと次世代への影響を増幅させることを指摘し、

戦争が世界の食糧安全保障、エネルギー、世界経済、核安全保障および安全、環境に及ぼす継続中の悪影響を深い懸念とともに留意し、

2022年3月16日の国際司法裁判所の暫定措置命令を想起し、

朝鮮民主主義人民共和国の軍隊がロシア連邦の軍隊とともに戦うことになれば、この紛争のさらなるエスカレートに関する深刻な懸念が生じると強調し、

1. ウクライナに対する戦争の縮小、早期の停戦、平和的解決を求め、国連憲章および国際法に則り、民間人を含む甚大な破壊と人道的苦痛を特徴とする戦争の平和的解決を求め、

2. 今年中に戦争を終結させることの緊急性を改めて表明し、2023年2月23日の決議 ES-11/6 で強調されたように、国家の主権平等および領土保全の原則を含む憲章に沿って、ウクライナにおけるさらなるエスカレーションのリスクを軽減し、包括的で公正かつ永続的な平和を達成するための外交努力を倍加させる必要性を強調し、この目的に向けた多国間プロセスに留意し、

3. 戦争の影響を緩和し、憲章および国際法に基づく包括的な外交、対話、政治的手段を通じて包括的かつ永続的な解決策のビジョンを提示する、さまざまな加盟国の努力に留意し、

4. ウクライナに対する侵略を受けて採択された関連決議の完全な履行の必要性を想起し、特に、ロシア連邦に対し、ウクライナの国際的に認められた国境内の領土から、すべての軍事力を即時、完全に、無条件で撤退させることを要求し、また、ロシア連邦に対し、ウクライナに対する敵対行為、特に民間人および民間物に対する攻撃を即時停止することを要求する

5. ウクライナ領内で国際法に照らして最も深刻な犯罪行為について、国内または国際的なレベルで適切な、公正かつ独立した調査と訴追を行い、説明責任を確保すること、およびすべての被害者に対する正義を確保し、将来の犯罪を防止することの必要性を強調し、
6. 捕虜の完全交換、すべての不法に拘束されている者の解放、すべての被収容者および強制移送・追放された民間人（子どもを含む）の帰還を求める呼びかけを繰り返し、
7. 武装紛争の当事者に対し、国際人道法を含む国際法を完全に順守し、特に民間人、特に女性と子ども、および戦闘能力を喪失した者、ならびに民間物資の保護に留意し、また、支援を必要とする人々に対する安全かつ妨害のない人道的アクセスを確保するよう呼びかけ、
8. 原子力事故または原子力事故のリスクを高める重要なエネルギーインフラに対する攻撃を直ちに停止するよう呼びかけることを再確認し、
9. すべての加盟国に対し、食糧安全保障、エネルギー、金融、核セキュリティおよび安全、環境に対する戦争の世界的影響に対処するため、連帯の精神をもって協力するよう促し、ウクライナにおける包括的、公正かつ永続的な平和に向けた取り決めは、これらの要因を考慮すべきであることを強調し、加盟国に対し、事務総長のこれらの影響に対処する努力を支援するよう呼びかける。
10. 総会の第 11 回緊急特別会合を一時休会し、加盟国の要請があれば総会議長が会合を再開することを承認することを決定する。

## **資料 2 米国提案の「平和への道」**

総会は、

ロシア連邦とウクライナの紛争による悲劇的な人命の損失を悼み、

国際連合憲章に表明されている国際連合の主要な目的が、国際の平和と安全を維持し、平和的に紛争を解決することであることを再確認し、

紛争の速やかな終結を強く求めるとともに、ウクライナとロシア連邦間の恒久的な平和をさらに強く促す。

(以上)